

令和元年
第3回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 8 号

人権を重視した「性暴力被害者支援法」の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和元年 10 月 4 日

提出者	多摩市議会議員	橋本 由美子
賛成者	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま 文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

人権を重視した「性暴力被害者支援法」の改正を求める意見書

「Me Too」「With You」等、セクシュアルハラスメントや性暴力への抗議が広がっています。大学では、「ストップ！キャンパス性暴力」をかかげ、学内・就活での性暴力防止と「性的同意」を学び合う学生たちの運動が着実に進んでいます。それだけ「性暴力被害」が深刻化しているともいえます。

平成29年(2017年)に110年ぶりに刑法性犯罪規定が改正されましたが、多くの被害は潜在化し、加害者は野放しにされています。改正刑法では、強制性交等罪での「暴行・脅迫要件」、刑法における性犯罪に関する課題を国際水準に到達するために見直しが必要です。

内閣府調査によると、「無理やり性交等をされたことがある女性」は8割が顔見知りからです。こうしたケースはより拒否や抵抗をしにくく、6～7万人という被害者の推計数に比べ、強制性交等罪の認知件数が1,000件程度と少なく、被害者が心に傷を背負ったままになっているのが現状です。しかも、起訴率は1998年の72.3%をピークに低下を続け、2017年は30.5%と過去最低です。昨年、「無罪となった事案、不起訴処分となった事案も、法務省ワーキンググループで調査する必要がある」と国会で答弁もありますが、未だに実施に至っていません。

多摩市議会は、昨年、一昨年、「性暴力被害者」の支援策と「支援法」の充実を求める「意見書」を全会派一致で提出していますが、対応はまだまだ不十分です。前回の法改正時には、3年後の見直しも附則に記されています。性犯罪は「魂の殺人」と言われるように、心の傷は癒えることがむずかしく、絶対に許せない行為です。被害者の立場を十分考慮し、実効性のある「法整備」が進み、社会全体が「性暴力」を許さないという確固たる基盤が整備されることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

多摩市議会議長 藤原 マサノリ

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

女性活躍担当・内閣府特命担当大臣 殿

国家公安委員会委員長 殿

議員提出議案第9号

柔軟仕上げ剤等に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和元年10月4日

提出者	多摩市議会議員	岩崎 みなこ
賛成者	同	安斉 きみ子
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま 文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

柔軟仕上げ剤等に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

近年、柔軟仕上げ剤や芳香剤等に含まれる香料によって頭痛や吐き気など健康被害を訴える人が増加しています。

日本消費者連盟が平成29年の7月と8月に2日間限定で実施した電話相談には、213件もの相談がありました。

また、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）と全国の消費生活センターに寄せられる「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談件数も年々増加しています。平成25年9月には国民生活センターが「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」を発表し、消費者に対して、においの強さや感じ方には個人差があることを認識し、使用量が過度にならないよう呼び掛けました。

また、平成30年7月には石けんや洗剤などの生産者団体である日本石鹼洗剤工業会は、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を改定し、柔軟仕上げ剤の容器等に、香りに関する注意喚起として周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示することとしました。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現を図るため、香料の成分表示を義務付けることについて検討するなど、必要な措置を講ずるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

多摩市議会議長 藤原 マサノリ

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済産業大臣 殿

議員提出議案第10号

香港の長期化するデモに対し、関係者間の平和的話し合い
解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項
の規定により提出する。

令和元年10月4日

提出者	多摩市議会議員	遠藤 ちひろ
賛成者	同	安斉 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

香港の長期化するデモに対し、関係者間の平和的話し合い解決を求める意見書

逃亡犯条例の審議に端を発する香港の大規模デモが始まり、すでに3ヶ月が過ぎようとしている。着地点の見えないなかで抗議運動は百万人規模に膨れ上がり、立法会や空港の占拠などエスカレートの一途を辿っており、各種報道によると今年6月以降香港では1,000名以上の市民が逮捕または拘束されたとのことである。

長期化する抗議運動に対してすでにEU大統領や米国国務省が「香港当局に人々が平和的にデモを行う権利とともに、集会や表現の自由を尊重するよう求める」との声明を公表。

我が国の外務大臣も香港において多数の負傷者が出ていることを指摘したうえで「関係者間の平和的な話し合いにより事態が早期に収拾され、香港の安全が保たれることを強く期待している」と懸念を表明した。

だが現地で警察力を行使して市民を威圧すれば市民側はより反発を強め、両者の対立が深まるという悪循環が続く。香港政府は昨日正式に逃亡犯条例の撤回を表明したものの、時期を逸した撤回が事態を好転させることはなく、状況の泥沼化はとどまるところを知らない。デモに対応する香港警察のみならず、中国本土の深センには中国の武装警察も待機しており、もはやいつ不測の事態が起きても不思議ではない。

以上の状況を踏まえて、行き過ぎた警察力の行使について香港政府に対して強い憂慮の意を表明し、今後は市民の抗議運動に対しては注意深く敬意を持った対応、関係間の平和的話し合い解決を求める日本政府としての声明を発表して頂けるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

多摩市議会議長 藤原 マサノリ

内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿

議員提出議案第 11 号

法人住民税の中間申告納付制度の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和元年 10 月 4 日

提出者	多摩市議会議員	しのづか 元
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子
同	同	いいじま 文彦

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

法人住民税の中間申告納付制度の見直しを求める意見書

基礎自治体である市区町村の自主財源の根幹である住民税のうち、法人住民税については法人税と同様に中間申告納付制度となっています。

法人税法では、前期の法人税額が20万円超である法人については、法人税の中間申告をすることが必要で、併せて法人住民税についても中間申告が必要となり、この中間申告に合わせて納税する制度となっており、この対象となる法人については、中間申告により一旦納税し、決算が確定した段階で改めて申告し法人住民税の税額が確定します。

この確定時に、中間申告での納付額と確定税額とに差額が生じた場合、少なければ追加徴収、多い場合は還付することになり、還付する場合は還付加算金を付して還付することになっています。

還付加算金については、日銀の政策金利よりもはるかに高い率での加算金を支払わなければならない、予定納付された法人住民税と併せて還付するため、財政運営に支障を来している部分があります。

そのため、法人住民税において還付が発生すると多額の還付金及び還付加算金を支払うことになるため、市区町村へ負担が非常に大きいものとなっています。

国においては、次の事項の見直しのための適切な措置を講ずるよう強く求めます。

記

1. 法人住民税の中間納付制度による還付加算金について、市区町村の財政に過度な負担とならないよう、社会経済情勢を反映した利率に見直すこと。
2. 将来的には、法人住民税の中間納付制度による還付加算金については廃止を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿